

1. 政策及び 15 年度重点施策等

政 策	リレーションシップバンキングの機能強化
15 年度 重点施策	リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラムの実施 中小企業対策との連携

2. 政策の目標等

法定任務	金融機能の安定
基本目標	金融機関が健全に経営されていること
重点目標	不良債権問題が正常化されること

3. 政策の内容

地域金融機関が、その健全性を確保しつつ、主要な顧客である中小企業に対する円滑な資金供給や各種サービスの提供等の役割を適切かつ持続的(サステナブル)に果たしていくためには、リレーションシップバンキング(間柄重視の地域密着型金融)の機能強化を図っていく必要があります。

このため、平成 15 年 3 月に公表した「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」に基づき、リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラムの実施、中小企業対策との連携を図って行くこととし、これらの取組みを進めることによって、不良債権問題も同時に解決していくこととしています。

具体的には、以下のとおりです。

アクションプログラムに基づき、中小・地域金融機関のリレーションシップバンキングの機能強化を確実に図る。そのため、アクションプログラムの各種施策等を踏まえ各金融機関がその創意工夫のもと策定した機能強化計画の提出を求め、半期毎に実施状況をフォロー・アップ、公表し、必要に応じた監督上の対応を行う。

「新しい中小企業金融の法務に関する研究会」を開催し、中小企業金融等の分野における法務面の論点について具体的に検討する。

中小企業再生支援協議会の機能の積極的な活用を図る。

産業クラスターサポート金融会議を開催する。

ベンチャー企業向け業務に関する政府系金融機関等との連携強化を図る。

地域金融人材育成システム開発プログラム等へ協力を行う。

(注) 、 については金融庁において実施、 ~ については、各金融機関に要請し、その進捗状況についてフォローアップ。

4 . 平成 15 事務年度における事務運営についての評価

(1)リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラムの実施
各金融機関における中小企業金融の再生に向けた取組み等の 15 年度の実績を見ると、「集中改善期間」の前半の 1 年間が経過した段階において、次のような進捗が見られます。

上半期の取組み実績と比べてみると、ほとんどすべての項目で実施金融機関数が着実に増加しており、中には、創業・新事業支援のため政府系金融機関との協調融資やビジネスマッチング情報提供の仕組みの導入・強化等、大幅に増加している項目もあります。

産業クラスターサポート金融会議への参加・活用や中小企業支援協議会との連携強化・情報交換等、ほとんどの銀行において行われている、又は、地域金融機関全体で見て過半数を超える金融機関において実施されている項目も多く見られます。

要注意先債権等の健全債権化等の経営相談・支援機能の強化に向けた取組みや、早期事業再生、新しい中小企業金融(担保・保証に過度に依存しない融資への取組み等)といった先進的な取組みにおいても、着実な進捗が見られます。

こうしたことを踏まえれば、全体としては、中小企業金融の再生に向けた取組みは更に着実に進んでいるものと認識しています。

(2) 中小企業対策との連携

金融庁の施策等を踏まえ、金融機関側において、その創意工夫のもと、以下のような取組み実績が見られます。

技術開発や新事業展開の支援については、全ての銀行と 7 割以上の信用金庫が「産業クラスターサポート金融会議」へ参加しこれを活用するほか、8 割を超える銀行が産学官ネットワークとの情報交換・関係強化を図っています。また、ベンチャー企業の育成支援に係る政府系金融機関との連携強化については、約 6 割の金融機関が情報交換を行っているほか、企業育成ファンドの組成・出資を行ったところも見られます。

ほとんどすべての銀行と 7 割を超える信用金庫が中小企業支援協議会との連携強化・情報交換を行うとともに、約 2 割を超える銀行が企業再生ファンドの組成・出資を行っています。また、約 4 割の銀行において、デット・エクイティ・スワップ(債務の株式化)や D I P ファイナンス(再建中の企業に対する運転資

金の供給)等の先進的手法の活用が図られています。

銀行の約7割がスコアリングモデル(信用格付モデル)の活用による担保・保証に依存しない融資に取り組むとともに、4割を超える金融機関がローンレビュー(貸出後の業況把握)の徹底を図っています。

財務諸表の制度が相対的に高い中小企業に対し金利や担保・保証等に対し優遇を行う等の融資プログラムの整備を図るため、約4割の銀行が外部機関との連携により、銀行の約4分の1が独自に、新商品開発・強化を行っています。

このように、リレーションシップバンキング(間柄重視の地域密着型金融)の機能強化は、一層確実に図られてきており、中小企業金融の円滑化に寄与しているものと考えられます。

(注)なお、これら取組みについては、アクションプログラムに基づく中小・地域金融機関に対する利用者等の評価に関するアンケート調査により、その有効性等を確認しています。16年2月～3月に実施した同アンケート調査結果(16年4月公表)によると、アクションプログラムが公表されて以降、1年足らずの調査実施段階において、すべての調査項目(中小企業金融の再生(創業・新事業支援に対する取組み等)、地域貢献、預金者へのサービス等)について調査対象者(商工関係者、消費者等)から一定程度(2割弱～4割弱程度)の積極的な評価が得られていますが、引き続き機能強化計画を着実に実施することにより、積極的な評価の割合が高まっていくことが期待されます。

また、これら取組みを通じて、15年9月期の地域銀行の不良債権比率(再生法開示債権ベース)は7.5%、16年3月期は6.6%と減少してきており、不良債権処理についても、全体的には着実な進展が図られてきています。

(注1)地域銀行とは、地方銀行、第二地方銀行及び埼玉りそな銀行をいう。

(注2)16年3月期については、地域銀行から、預金保険法第102条措置関連先である足利銀行、近畿大阪銀行、奈良銀行を除いた計数。また、同計数は、再生専門子会社譲渡分が含まれている。(上記3行を含めた場合の不良債権比率は6.9%。)

5. 今後の課題

16年度までが集中改善期間とされていることを踏まえ、引き続き、アクションプログラムに基づき、中小企業対策との連携も含め、リレーションシップバンキングの機能強化を図り、中小企業金融の再生、健全性確保・収益性向上に向けた施策の推進をより一層促す必要があります。このため、各金融機関の機能強化計画について各種

取組みが確実に実施され、その定着が図られるよう、的確なフォローアップ等の監督上の措置を適切に講じる必要があります。

6 . 当該施策に係る端的な結論

政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要があります。